

兵庫県公報

令和元年11月1日 金曜日 第54号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	1
○ 同 上（淡路県民局）	2
公 告	
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）	2
○ 入札公告（契約管理課）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	9
○ 同 上（北播磨県民局）	9
○ 入札公告（淡路県民局）	9
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体から提出された平成27年分の収支報告書の要旨	16
○ 政治団体から提出された平成28年分の収支報告書の要旨	16
○ 政治団体から提出された平成29年分の収支報告書の要旨	17
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	24
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	33
公安委員会告示	
○ 平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部改正	33
○ 平成24年兵庫県公安委員会告示第273号（運転免許取得者教育施設の認定）の一部改正	33
警察本部公告	
○ 入札公告	33

公布された法令のあらまし

●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）

超過勤務手当及び夜勤手当の算定基礎となる勤務時間1時間当たりの給与額の算定に寒冷地手当を加えるため、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第527号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30但馬位置 0009号	1. 10. 18	豊岡市高屋字神田300番の一部、302番1の一部	6.00	34.72



兵庫県告示第528号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01淡路位置 0015号	1.10.17	洲本市上物部字大池尻141番31	6.00	17.19
第R01淡路位置 0016号	1.10.17	洲本市上物部字大池尻141番36	6.00	16.71

公 告

地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第5項の規定により、加古川地域森林計画及び揖保川地域森林計画を一部変更し、円山川地域森林計画を樹立するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 樹立及び一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地 域森林計 画の一部 変更	<加古川森林計画区>	平成29年4月1日から 令和9年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課
	神戸市		神戸県民センター神戸農林振興事務所
	明石市		阪神北県民局阪神農林振興事務所
	西宮市		東播磨県民局加古川農林水産振興事務所
	洲本市		北播磨県民局加東農林振興事務所
	芦屋市		丹波県民局丹波農林振興事務所
	加古川市		淡路県民局洲本農林水産振興事務所
	西脇市		
	宝塚市		
	三木市		
	高砂市		
	川西市		
	小野市		
	三田市		
	加西市		
丹波篠山市			
丹波市			
南あわじ市			
淡路市			
加東市			

	猪名川町 多可町 稲美町		
揖保川地域森林計画の一部変更	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の樹立	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

令和元年11月1日から同月29日まで



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年11月1日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）建築工事（以下「本件工事」という。）
- (2) 工事場所
姫路市書写字西ノ口2167番
- (3) 工事概要
ア 新2号棟 鉄筋コンクリート造6階建 延べ面積13,705.42平方メートル
イ 倉庫棟 鉄筋コンクリート造1階建 延べ面積45.36平方メートル
ウ 上屋棟 鉄骨造平屋建 4棟 延べ面積106.64平方メートル
エ 屋外付帯工事 雨水排水工事、植栽工事、駐車場整備工事、舗装工事 一式
- (4) 工期
令和4年3月20日限り
- (5) 電子入札の実施
本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。
- (6) 技術提案の受付
本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和2年3月中旬・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成16年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,300平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上4階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が3,600平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上2階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ロ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社山本設計

(ロ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ハ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値(P)の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和元年12月18日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

(i) 平成16年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,300平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上4階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和元年11月1日（金）から同年12月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話（078）341-7711 内線4340、4365

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和元年11月1日（金）から同月14日（木）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和元年11月1日（金）から同年12月23日（月）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年11月5日（火）から同月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）

に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和元年12月24日(火)及び同月25日(水)午前9時から午後5時まで(令和元年12月25日(水)は正午まで)

(2) 開札日時

令和元年12月26日(木)午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価

格」という。)を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者とししない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

ウ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮解約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---|
| ア 年割支払 | 有 |
| イ 前金払 | 有 |
| ウ 中間前金払 | 有 |
| エ 部分払 | 有 |
| オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 | 有 |

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。
- ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
- ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
- イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については55パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。
- また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。
- ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和元年12月26日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和2年1月9日（木）午後5時までにを行うものとする。
- なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。
- 資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。
- エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
- なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。
- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県県土整備部契約管理課にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Construction of the New Building No. 2, Himeji Campus for Engineering,
University of Hyogo (tentative name)
- (a) Main Building
Steel reinforced concrete structure, 6 above-ground stories
Total area 13,730.22 m²
Building area 2,549.12 m²
- (b) Storage building

Steel reinforced concrete structure, 1 above-ground story

Total area 45.36 m²

Building area 45.36 m²

(c) Storage shed

Steel structure, 1 above-ground story

Total area 116.64 m²

Building area 116.64 m²

(d) Outdoor facilities (Rainwater drainage, planting, parking lot, pavement, and other outdoor structures)

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 14, 2019

(3) Deadline for tender:

12:00 December 25, 2019

(4) Contact:

Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau,

Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4365



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市伊保三丁目504番1、504番4、504番9、504番14、504番15の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1
有限会社大成住建 代表取締役 段畑幸彦
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年5月7日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-36-2号（30高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市繁昌町字皿池ノ沢乙348番2、乙351番1、乙351番2、乙352番1の一部、乙353番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市高岡880番地
稲坂油圧機器株式会社 代表取締役 稲坂利文
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年5月10日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-3号（1加西）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年11月1日

契約担当者

淡路県民局長 高見 隆

1 入札に付する事項

(1) 工事名

福良港 煙島水門設置工事（機械工）（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

兵庫県南あわじ市福良

(3) 工事概要

水門設備 1.0門（径間長25.0メートル）

(4) 工期

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和4年3月25日まで

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日（土曜日及び日曜日）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(7) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が機械器具製作据付工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和2年3月中旬・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による鋼構造物工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、1,000点以上であること。

カ 平成16年度以降に、河川、港湾（漁港を含む）又は海岸における「堰又は水門」に係る製作から据付までの一連の工事（新設又は更新に限る。）であって、純経間（隣り合う堰柱の内側の距離をいう。以下

同じ)が20メートル以上のものを元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡し完了したものを有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による鋼構造物工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。))の資格を有すること。

(8) 工場製作に係る配置予定技術者は、平成16年度以降に、河川、港湾(漁港を含む。)又は海岸における堰及び水門の製作工事(新設又は更新に限る。)であって、純径間が20メートル以上の工事を、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡し完了したものを有すること。

(9) 据付工事に係る配置予定技術者は、平成16年度以降に、河川、港湾(漁港を含む。)又は海岸における堰及び水門の据付工事(新設又は更新に限る。)であって、純径間が20メートル以上の工事を、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡し完了したものを有すること。

(10) 又は(9)が求める施工経験については、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の経験を、現場施工期間の配置予定技術者は据付工事の経験をそれぞれ有していればよい。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工場の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者として配置することができる。

(3) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、常勤義務を緩和することができる。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和元年11月1日(金)から同年12月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所、問合せ先)

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号

兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課

電話(0799)26-2033

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和元年11月1日(金)から同月14日(木)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

令和元年11月1日(金)から同年12月17日(火)まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。)→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年11月5日(火)から同月14日(木)まで(土曜日及び日曜日、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込み使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和元年12月18日(水)及び同月19日(木)

毎日午前9時から午後5時まで(令和元年12月19日(木)は正午まで)

(2) 開札日時

令和元年12月20日(金)午後1時30分

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）に係るファイルを、電子入札システムを使用して送信すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者とししない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

ウ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこととなった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---|
| ア 年割支払 | 有 |
| イ 前金払 | 有 |
| ウ 中間前金払 | 有 |
| エ 部分払 | 有 |
| オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 | 有 |

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ロ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ロ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の

請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については55パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和元年12月20日（金）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和2年1月6日（月）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(2)アに定める監理技術者の要件と同一の要件（3(2)ア(イ)又は(ウ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者的入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県淡路県民局県民情報センターにて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス

<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction work for the installation of the Kemurijima Sluice Gate,
Fukura Port (machinery installation work).

- Number of the sluice gate to be installed: 1 (span length: 25.0 m)
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 14, 2019
- (3) Deadline for tender:
12:00 December 19, 2019
- (4) Contact:
General Affairs Office, Awaji District Administration Office,
Hyogo Prefectural Government
2-4-5, Shioya, Sumoto, Hyogo 656-0021

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成27年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年11月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）

（単位 円）

すぎはじめ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

杉 一

資金管理団体の届出に係る公職の種類

伊丹市議会議員

報告年月日 31.01.23

1	収入総額	114,384
	本年收入額	114,384
2	支出総額	114,384
3	本年收入の内訳	
	寄附	114,384
	個人分	14,384
	政治団体分	100,000
4	支出の内訳	
	政治活動費	114,384
	機関紙誌の発行その他の事業費	113,800
	宣伝事業費	113,800
	その他の経費	584
5	寄附の内訳	
	〔個人分〕	
	年間5万円以下のもの	14,384
	〔政治団体分〕	
	自由民主党白水やすらぎ支部	100,000 尼崎市



兵庫県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成28年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年11月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）

(単位 円)

すぎはじめ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 31. 01. 23

杉 一
伊丹市議会議員

1 収入総額 0
2 支出総額 0

辰巳浩司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 31. 03. 14

辰 巳 浩 司
明石市議会議員

1 収入総額 0
2 支出総額 0



兵庫県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成29年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年11月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）

(単位 円)

いが央（ひろし）ネットワーククラブ略称（後援会）

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 31. 03. 11

伊 賀 央
豊岡市議会議員

1 収入総額 0
2 支出総額 0

すぎはじめ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 31. 01. 23

杉 一
伊丹市議会議員

1 収入総額 0
2 支出総額 0

辰巳浩司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 31. 03. 14

辰 巳 浩 司
明石市議会議員

1 収入総額 0
2 支出総額 0

寺坂よしかずサポーターズクラブ

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類
報告年月日 31. 01. 08

寺 坂 美 一
尼崎市議会議員

1 収入総額 743,068

前年繰越額		57
本年收入額		743,011
2 支出総額		743,011
3 本年收入の内訳		
寄附		743,011
個人分		743,011
〔うち特定寄附〕		663,011
4 支出の内訳		
経常経費		565,112
光熱水費		19,470
備品・消耗品費		288,683
事務所費		256,959
政治活動費		177,899
組織活動費		167,821
選挙関係費		10,078
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
寺 坂 美 一	663,011	尼崎市
年間5万円以下のもの	80,000	

西本忠司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 31.02.04

西 本 忠 司
 神戸市議会議員

1 収入総額		1,635
前年繰越額		1,635
2 支出総額		0

山本けいこサポートクラブ

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 31.01.30

酒 井 敬 子
 宝塚市議会議員

1 収入総額		0
2 支出総額		0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

池田よしひろ後援会

報告年月日 31.03.27

1 収入総額		109,935
本年收入額		109,935
2 支出総額		109,935
3 本年收入の内訳		
寄附		109,935
個人分		109,935
4 支出の内訳		
政治活動費		109,935
機関紙誌の発行その他の事業費		109,935
宣伝事業費		109,935
5 寄附の内訳		

〔個人分〕

池田宜広

109,935 美方郡新温泉町

一輪会

報告年月日 31.02.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

伊藤仁後援会

報告年月日 31.04.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

猪名川ふれあい21の会

報告年月日 31.01.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岩本修作後援会

報告年月日 31.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

太田やすふみ後援会

報告年月日 31.01.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

おくむら忠俊後援会

報告年月日 31.01.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

加戸仁志後援会

報告年月日 31.01.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上村富昭後援会

報告年月日 31.02.12

1 収入総額	5,385
前年繰越額	5,385
2 支出総額	0

北山たかひこを励ます会

報告年月日 31.03.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小寺秀和後援会

報告年月日 31.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

坂谷高義後援会

報告年月日 31.03.25

1 収入総額	132
前年繰越額	132
2 支出総額	0

澤田俊一後援会

報告年月日 31.03.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

秀和会（永田秀一事務所）

報告年月日 31.03.15

1 収入総額	5,278,431
前年繰越額	4,778,422
本年收入額	500,009
2 支出総額	2,930,088
3 本年收入の内訳	
借入金	500,000
永田秀一	500,000
その他の収入	9
一件10万円未満のもの	9
4 支出の内訳	
経常経費	1,513,449
人件費	600,000
光熱水費	98,230
備品・消耗品費	403,071
事務所費	412,148
政治活動費	1,416,639
組織活動費	1,349,526
機関紙誌の発行その他の事業費	42,113
機関紙誌の発行事業費	42,113
調査研究費	25,000
5 資産等の内訳	
〔借入金〕	
永田秀一	6,100,000

しんや英樹後援会

報告年月日 31.03.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

伸和会

報告年月日 31.03.19

1 収入総額	1,067,000
本年收入額	1,067,000

2	支出総額		979,878
3	本年収入の内訳		
	寄附		1,000,000
	個人分		1,000,000
	機関紙誌の発行その他の事業による収入		67,000
	市政報告会		67,000
4	支出の内訳		
	政治活動費		979,878
	組織活動費		45,891
	機関紙誌の発行その他の事業費		933,987
	宣伝事業費		349,992
	その他の事業費		583,995
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	小西逸雄	1,000,000	尼崎市

田中まさたけサポート倶楽部

報告年月日 31.03.28

1	収入総額		715,967
	前年繰越額		95,967
	本年収入額		620,000
2	支出総額		688,665
3	本年収入の内訳		
	寄附		620,000
	個人分		370,000
	政治団体分		250,000
4	支出の内訳		
	経常経費		652,815
	人件費		162,725
	光熱水費		58,772
	備品・消耗品費		137,990
	事務所費		293,328
	政治活動費		35,850
	組織活動費		35,850
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	田中正剛	100,000	西宮市
	年間5万円以下のもの	270,000	
	〔政治団体分〕		
	自由民主党兵庫県西宮市第七支部	250,000	西宮市

田中正剛を支える会

報告年月日 31.03.28

1	収入総額		1,138,887
	前年繰越額		230,887
	本年収入額		908,000
2	支出総額		857,925
3	本年収入の内訳		
	個人の党費・会費(75人)		248,000
	機関紙誌の発行その他の事業による収入		660,000

懇親会	381,000
ゴルフコンペ	279,000
4 支出の内訳	
経常経費	118,321
備品・消耗品費	105,311
事務所費	13,010
政治活動費	739,604
機関紙誌の発行その他の事業費	739,604
その他の事業費	739,604
長崎ひろちか後援会	
報告年月日 31.03.26	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中山たけのぶ後援会	
報告年月日 01.06.04	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
苦瓜かずしげ後援会	
報告年月日 01.05.10	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
21世紀の揖保川町を考える会	
報告年月日 31.03.18	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
練木恵子後援会	
報告年月日 31.03.13	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
橋尾哲夫後援会	
報告年月日 31.01.21	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
濱崎ふみたか後援会	
報告年月日 01.07.31	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
兵庫県歯科医師連盟灘支部	
報告年月日 31.02.14	
1 収入総額	506,837
前年繰越額	81,837
本年收入額	425,000

2	支出総額	285,350
3	本年収入の内訳	
	個人の党費・会費(89人)	267,000
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	158,000
	兵庫県歯科医師連盟	158,000
4	支出の内訳	
	政治活動費	285,350
	その他の経費	285,350

兵庫若手議員の会

報告年月日 31.02.04

1	収入総額	0
2	支出総額	0

藤原あきら後援会

報告年月日 31.03.22

1	収入総額	0
2	支出総額	0

堀もと子後援会

報告年月日 31.03.26

1	収入総額	239,501
	前年繰越額	39,501
	本年収入額	200,000
2	支出総額	36,225
3	本年収入の内訳	
	寄附	200,000
	個人分	200,000
4	支出の内訳	
	経常経費	36,225
	事務所費	36,225
5	寄附の内訳	
	[個人分]	
	堀 元 子	200,000 三木市

松崎雅彦後援会

報告年月日 31.01.15

1	収入総額	0
2	支出総額	0

丸山孝宏後援会

報告年月日 01.06.06

1	収入総額	4,559
	前年繰越額	4,559
2	支出総額	0

美土路ゆうこ後援会

報告年月日 31.03.29

1	収入総額	0
2	支出総額	0

本林むねおき後援会

報告年月日 31. 02. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

森本富夫後援会

報告年月日 31. 02. 12

1 収入総額	127, 787
前年繰越額	127, 787
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和元年11月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

平成30年解散分

井原あつき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

井原充貴

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日31. 01. 24(30. 12. 31解散)

1 収入総額	120, 314
前年繰越額	120, 314
2 支出総額	120, 314
3 支出の内訳	
経常経費	120, 314
人件費	120, 314

おおくぼ文雄の会

資金管理団体の届出をした者の氏名

大久保文雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類

芦屋市議会議員

報告年月日31. 01. 04(30. 12. 31解散)

1 収入総額	9, 058
前年繰越額	324
本年收入額	8, 734
2 支出総額	9, 058
3 本年收入の内訳	
寄附	8, 734
個人分	8, 734
4 支出の内訳	
経常経費	3, 950
備品・消耗品費	3, 950
政治活動費	5, 108
組織活動費	5, 108
5 寄附の内訳	

〔個人分〕

年間5万円以下のもの

8,734

小澤敬子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

小澤敬子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

加古川市議会議員

報告年月日31.01.29(30.12.31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

かつら会

資金管理団体の届出をした者の氏名

多久和桂子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

川西市議会議員

報告年月日31.02.08(30.12.31解散)

1 収入総額

9,770

前年繰越額

9,770

2 支出総額

9,770

3 支出の内訳

政治活動費

9,770

組織活動費

9,770

川西笑顔の会

資金管理団体の届出をした者の氏名

浜口英一

資金管理団体の届出に係る公職の種類

川西市議会議員

報告年月日31.02.27(30.12.31解散)

1 収入総額

105,955

前年繰越額

105,955

2 支出総額

105,955

3 支出の内訳

政治活動費

105,955

その他の経費

105,955

神戸市民生活研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名

北山順一

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日31.02.15(30.12.31解散)

1 収入総額

10,620,804

前年繰越額

10,620,804

2 支出総額

0

下地光次後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

下地光次

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日31.03.18(30.12.31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

すぎはじめ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

杉一

資金管理団体の届出に係る公職の種類

伊丹市議会議員

報告年月日31.01.23(30.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

地方自治研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名

永井俊作

資金管理団体の届出に係る公職の種類

明石市議会議員

報告年月日31.01.17(30.12.28解散)

1 収入総額	3,336
前年繰越額	3,336
2 支出総額	0

藤原武光後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

藤原武光

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日31.03.15(30.12.31解散)

1 収入総額	1,259,606
前年繰越額	1,259,606
2 支出総額	0

前田たかし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

前田高志

資金管理団体の届出に係る公職の種類

川西市議会議員

報告年月日31.03.29(30.12.31解散)

1 収入総額	3,000
本年收入額	3,000
2 支出総額	3,000
3 本年收入の内訳	
寄附	3,000
個人分	3,000
4 支出の内訳	
政治活動費	3,000
その他の経費	3,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	3,000

霽会

資金管理団体の届出をした者の氏名

北畑徹也

資金管理団体の届出に係る公職の種類

高砂市議会議員

報告年月日31.02.20(30.09.09解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

宮坂満貴子と未来ネットワーク

資金管理団体の届出をした者の氏名

宮坂満貴子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

川西市議会議員

報告年月日31.02.26(30.12.31解散)

1 収入総額	1,759,217
前年繰越額	300,852

本年收入額		1,458,365
2 支出総額		1,759,217
3 本年收入の内訳		
寄附		1,457,031
個人分		1,457,031
その他の収入		1,334
一件10万円未満のもの		1,334
4 支出の内訳		
経常経費		1,638,916
人件費		608,000
光熱水費		66,715
備品・消耗品費		5,071
事務所費		959,130
政治活動費		120,301
寄附・交付金		6,301
その他の経費		114,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
宮坂満貴子	1,455,000	川西市
年間5万円以下のもの	2,031	

安田ただし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

安田忠司

資金管理団体の届出に係る公職の種類

川西市議会議員

報告年月日31.03.12(30.12.31解散)

1 収入総額		448,029
前年繰越額		148,029
本年收入額		300,000
2 支出総額		448,029
3 本年收入の内訳		
寄附		300,000
政治団体分		300,000
4 支出の内訳		
経常経費		448,029
備品・消耗品費		448,029
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
民進党兵庫県第6区総支部	300,000	川西市

山田みち子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

山田美智子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

芦屋市議会議員

報告年月日31.01.28(30.12.31解散)

1 収入総額		161,564
前年繰越額		161,564
2 支出総額		161,564
3 支出の内訳		
政治活動費		161,564
組織活動費		36,448
寄附・交付金		37,961

その他の経費 87,155

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

平成30年解散分

あしたをひらく女性の会

報告年月日31.02.20(30.12.31解散)

1 収入総額	824,187
前年繰越額	823,687
本年收入額	500
2 支出総額	824,187
3 本年收入の内訳	
寄附	500
個人分	500
4 支出の内訳	
経常経費	12,896
備品・消耗品費	12,896
政治活動費	811,291
組織活動費	74,028
機関紙誌の発行その他の事業費	372,807
機関紙誌の発行事業費	372,807
調査研究費	8,700
寄附・交付金	355,756
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	500

井藤けいずい後援会

報告年月日31.03.26(30.12.30解散)

1 収入総額	59,019
前年繰越額	59,019
2 支出総額	0

大前しげあき後援会

報告年月日31.01.16(30.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岡本ひでき後援会

報告年月日31.01.24(30.12.31解散)

1 収入総額	184
前年繰越額	184
2 支出総額	0

織部徹後援会

報告年月日31.03.05(30.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

加島淳後援会

報告年月日31.03.27(30.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

活力あふれるたつのを創る会

報告年月日31.02.26(30.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

川西忠信後援会

報告年月日31.01.30(30.12.31解散)

1 収入総額	5,713
前年繰越額	5,713
2 支出総額	0

Kawanishi+ (中井しんいち後援会)

報告年月日31.03.15(30.12.31解散)

1 収入総額	327,785
本年收入額	327,785
2 支出総額	327,785
3 本年收入の内訳	
寄附	327,785
個人分	327,785
4 支出の内訳	
政治活動費	327,785
選挙関係費	120,000
機関紙誌の発行その他の事業費	207,785
機関紙誌の発行事業費	70,553
宣伝事業費	137,232
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
中井慎一	327,785 川西市

北畑てつや後援会

報告年月日31.02.20(30.09.09解散)

1 収入総額	8,616
前年繰越額	8,616
2 支出総額	0

北山クラブ

報告年月日31.02.15(30.12.31解散)

1 収入総額	27,503
前年繰越額	27,503
2 支出総額	0

新生兵庫講演会

報告年月日31.01.25(30.12.28解散)

1 収入総額	46,384,626
本年收入額	46,384,626
2 支出総額	46,384,626
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	46,384,600

新生兵庫講演会開催事業		46,384,600	
その他の収入		26	
一件10万円未満のもの		26	
4 支出の内訳			
政治活動費		46,384,626	
機関紙誌の発行その他の事業費		11,132,564	
機関紙誌の発行事業費		11,132,564	
寄附・交付金		35,252,062	
5 特定パーティーの概要			
新生兵庫講演会(1,917人)	46,384,600		神戸市中央区
6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			
新生兵庫講演会			
〔団体からの対価の支払〕			
金井重要工業(株)	500,000		大阪市北区
兵庫県保育推進連盟	300,000		神戸市中央区
JFグループ兵庫水産政策協議会	260,000		明石市
〔政治団体からの対価の支払〕			
兵庫県医師連盟	1,000,000		神戸市中央区
兵庫県私学経営研究会	1,000,000		同市同区
兵庫県薬剤師連盟	300,000		同市同区
精神科病院政治連盟	300,000		同市同区
兵庫県宅建政治連盟	260,000		同市同区
兵庫県歯科医師連盟	500,000		同市同区

鈴木光義後援会

報告年月日31.01.10(30.12.31解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

政治結社大日本勝心塾

報告年月日31.01.04(30.12.31解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

龍田倅後援会

報告年月日31.01.28(30.12.31解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

楽しく兵庫を変える会

報告年月日31.03.01(30.12.31解散)

1 収入総額		1,567,582
前年繰越額		467,582
本年收入額		1,100,000
2 支出総額		1,567,582
3 本年收入の内訳		
寄附		1,100,000
個人分		1,100,000
4 支出の内訳		
政治活動費		1,567,582

その他の経費		1,567,582
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
勝谷友宏	1,100,000	尼崎市
6 資産等の内訳		
〔貸付金〕		
勝谷誠彦	24,532,418	

どひちおこ後援会

報告年月日31.02.27(30.12.10解散)

1 収入総額		40,400
前年繰越額		38,127
本年收入額		2,273
2 支出総額		40,400
3 本年收入の内訳		
寄附		2,273
個人分		2,273
4 支出の内訳		
政治活動費		40,400
機関紙誌の発行その他の事業費		35,400
宣伝事業費		35,400
その他の経費		5,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	2,273	

仲井隆晃後援会

報告年月日31.03.18(30.12.31解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

藤浦巧後援会

報告年月日31.03.04(30.12.31解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

正直ひろや後援会

報告年月日31.01.04(30.12.27解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

松石俊介後援会

報告年月日31.01.23(30.12.31解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

松田敬幸政経研究所

報告年月日31.03.22(30.12.31解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

もとい敏雄後援会

報告年月日31.01.24(30.12.31解散)

1	収入総額			36,760,929
	前年繰越額			22,865,929
	本年收入額			13,895,000
2	支出総額			32,688,776
3	本年收入の内訳			
	寄附			895,000
	個人分			895,000
	借入金			13,000,000
	(株) エムツープランニング			13,000,000
4	支出の内訳			
	経常経費			8,816,018
	人件費			1,739,900
	光熱水費			133,060
	備品・消耗品費			2,180,013
	事務所費			4,763,045
	政治活動費			23,872,758
	組織活動費			467,862
	選挙関係費			3,175,707
	機関紙誌の発行その他の事業費			17,813,758
	宣伝事業費			15,524,049
	その他の事業費			2,289,709
	調査研究費			9,504
	その他の経費			2,405,927
5	寄附の内訳			
	[個人分]			
	小川 講 平	100,000	西宮市	
	吉田 裕 美	100,000	豊岡市	
	年間5万円以下のもの	695,000		
6	資産等の内訳			
	[借入金]			
	池田泉州銀行			3,430,569
	(株) エムツープランニング			41,000,000
	(株) オンワードシステム			5,000,000

安田朗後援会

報告年月日31.03.12(30.12.31解散)

1	収入総額			0
2	支出総額			0

山中修己後援会

報告年月日31.03.19(30.12.29解散)

1	収入総額			0
2	支出総額			0

山本みちひろ後援会

報告年月日31.03.27(30.12.28解散)

1	収入総額			0
---	------	--	--	---

2 支出総額

0

人事委員会規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月1日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項に次の1号を加える。

(7) 寒冷地手当

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第189号

平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年11月1日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

変更に係る事項

表7の部特定講習を行う事務所の名称の項

変更前 アールドライバーズ西北

変更後 西宮北ドライビングスクール



兵庫県公安委員会告示第190号

平成24年兵庫県公安委員会告示第273号（運転免許取得者教育施設の認定）について、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第7条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年11月1日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

変更に係る事項

表17の部施設の名称の項

変更前 アールドライバーズ西北

変更後 西宮北ドライビングスクール

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年11月1日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

ア 兵庫県警察本部第二庁舎ほか5庁舎で使用する電気	予定数量	1,825,977kwh/年
イ 兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎ほか55庁舎で使用する電気	予定数量	14,404,064kwh/年
ウ 兵庫県警察本部庁舎で使用する電気	予定数量	8,865,922kwh/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和2年3月12日(木)から令和3年9月10日(金)まで

ただし、各供給地点の履行期間は1年間とする。

また、協議により令和4年3月31日(木)までとする場合がある。

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4935

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和元年11月1日(金)から同月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課 担当 鈴木

電話 (078) 341-7441 内線2257

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間

令和元年11月1日(金)から同月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和元年12月17日(火)午前10時

場所 兵庫県警察本部庁舎本館6階603会議室(神戸市中央区下山手通5丁目4番1号)

(4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年12月16日(月)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年12月16日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県警察本部を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること)。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(6)及び(7)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年11月20日(水)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihisa Kato, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, Hyogo Prefectural Police HQ. No.2 and the other five facilities 1,825,977 kWh/1 year, and so on

(3) Fulfillment period:

From March 12, 2020 through September 10, 2021

(4) Location:

5-1-16, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefectural Police HQ. No.2 and the other five facilities, and so on

(5) Deadline for tender:

10:00 December 17, 2019 by direct delivery

17:00 December 16, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Suzuki, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2257